

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成28年8月12日(2016.8.12)

【公開番号】特開2016-114393(P2016-114393A)

【公開日】平成28年6月23日(2016.6.23)

【年通号数】公開・登録公報2016-038

【出願番号】特願2014-251388(P2014-251388)

【国際特許分類】

G 04 G 17/08 (2006.01)

G 04 G 17/04 (2006.01)

G 04 B 37/16 (2006.01)

A 61 B 5/00 (2006.01)

【F I】

G 04 G 1/00 301H

G 04 G 1/00 303

G 04 B 37/16 B

A 61 B 5/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成28年6月24日(2016.6.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも一部が湾曲形状である収納部を有する本体ケースと、

第1のフレーム部と、前記第1のフレーム部の幅より短い幅の第2のフレーム部と、を

有し、前記収納部内に収納されるフレームと、

前記収納部内に前記フレームと積層するように収納され、前記フレームの積層方向から見て前記第2のフレーム部と重ならないように設けられている回路基板と、を備える、ことを特徴とする電子機器。

【請求項2】

前記回路基板は、

前記第2のフレーム部の幅より広い幅の開口部と、

前記開口部の幅方向の少なくとも片側に位置する1本の幅狭回路基板部と、を備える、

ことを特徴とする請求項1に記載の電子機器。

【請求項3】

前記回路基板は、

前記第2のフレーム部の幅より広い幅の開口部と、

前記開口部の幅方向の両方向に位置する2本の幅狭回路基板部と、を備える、

ことを特徴とする請求項1に記載の電子機器。

【請求項4】

前記2本の幅狭回路基板部のうちの一方の幅狭回路基板部にセンサ信号線が形成され、他方の幅狭回路基板部に電源線が前記開口部により前記センサ信号線から隔離されて形成されている、

ことを特徴とする請求項3に記載の電子機器。

【請求項 5】

前記第2のフレームは、前記フレームの長手方向の両端部を除く中間部分に設けられており、前記幅狭回路基板部は、前記回路基板の長手方向の両端部を除く中間部分に設けられている。

ことを特徴とする請求項2乃至4のいずれか一項に記載の電子機器。

【請求項 6】

前記開口部に前記第2のフレーム部が位置するように、前記収納部内に前記フレーム及び前記回路基板を重ねて収納されている。

ことを特徴とする請求項2乃至5のいずれか一項に記載の電子機器。

【請求項 7】

前記回路基板と前記第2のフレーム部は、可撓性や変形性を有しており、前記湾曲形状の形状が変形した場合でも、前記フレームの積層方向から見て重ならないように設けられている。

ことを特徴とする請求項2乃至6のいずれか一項に記載の電子機器。

【請求項 8】

前記回路基板は、少なくとも、機能部品が搭載される第1の基板領域と、所定の配線パターンのみが設けられる第2の基板領域と、を有し、

前記幅狭回路基板部に前記第2の基板領域が設定されている、

ことを特徴とする請求項2乃至7のいずれか一項に記載の電子機器。

【請求項 9】

前記第2の基板領域は、所定の信号が伝送される信号線、前記機能部品を駆動させるための電力を供給するための電源線、又は、前記機能部品において所定の電波を送受信するためのアンテナ線のいずれか一つ以上が設けられている、

ことを特徴とする請求項8に記載の電子機器。

【請求項 10】

前記フレームは、少なくとも前記本体ケースに外圧が加わった場合であっても、前記湾曲形状に復元させる材料特性を有している、

ことを特徴とする請求項1乃至9のいずれか一項に記載の電子機器。

【請求項 11】

前記フレームの一面側に配置された電池を備え、

前記回路基板は、前記フレームの他面側に配置されている、

ことを特徴とする請求項1乃至10のいずれか一項に記載の電子機器。

【請求項 12】

少なくとも前記回路基板と前記電池との間に所定の隙間を有している、

ことを特徴とする請求項11に記載の電子機器。

【請求項 13】

前記フレームは、帯状の薄板の長手方向の両端部を除く中間部分の幅方向の両辺部が幅方向に所定寸法だけ内側に位置するよう欠落し且つ幅寸法が狭く形成された幅狭部が、長手方向に沿って設けられている、

ことを特徴とする請求項1乃至12のいずれか一項に記載の電子機器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明に係る電子機器は、

少なくとも一部が湾曲形状である収納部を有する本体ケースと、

第1のフレーム部と、前記第1のフレーム部の幅より短い幅の第2のフレーム部と、を有し、前記収納部内に収納されるフレームと、

前記収納部内に前記フレームと積層するように収納され、前記フレームの積層方向から見て前記第2のフレーム部と重ならないように設けられている回路基板と、を備える、
ことを特徴とする。